

オンライン在留届への切替

・2023年3月27日からパスポートの申請手続きがオンライン化されることをはじめとして、この先、皆様の利便性の向上を目的として、領事手続きが順次オンライン化されていく予定です。今後の領事手続きのオンライン申請の利用にあたっては、前提条件として、在留届を「電子届出されていること」([在留届電子届出システム \(ORR ネット\)](#)) を通じて電子的に在留届をお届出頂いていること)が必要であり、書面でお届出された方(領事窓口で手書きの届出書をご提出された方や、FAX や郵送で届出された方)については、領事手続きのオンライン申請は利用できませんのでオンライン在留届への切替の手続きが必要になっていきます。

オンライン在留届への切替手続き

○来館不要

STEP1：[「在留届電子届システム \(ORR ネット\)」](#) から新規に在留届をお届出ください

STEP2：お届けが完了しましたら当館領事宛てにご連絡ください。

STEP3：当館にて確認、旧データーを新データーに以降する作業を致します。移行手続きには数日程度要する場合がありますのでご了承ください。

○窓口受付

電話やメールによるオンライン在留届の切替の申し出はご本人確認ができませんので受け付けておりません。パスポートをお持ちになってご来館頂きますと窓口で受付ております。手続きに関しましては、当館にて認証コードを発行し、届け出のメールに在留届をオンライン化する URL を送付いたしますので、URL にアクセスし認証に関する操作を行って頂きます。

認証コードを発行するにあたり確認作業の為多少お時間を頂く場合がございますのでご了承ください。